明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

正誤

平成二十八年三月三十一日（号外特第十三号）公布法律第十三号地方税法等の一部を改正する等の法律中、第一条（地方税法の一部改正）中の附則第八条の二の二の追加規定、附則第九条の二の二の追加規定、第八条（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）中の第二条第二項の追加規定及び附則第一条第十一号中「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）」と、同第一条中の附則第九条第十九項の改正規定、附則第一条第十四号及び附則第五条第十七項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十三号）」と、附則第一条第十六項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十三号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十三号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十四号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十四号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十五号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十六号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十六号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十七号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十七号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十八号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十八号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十九号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十九号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十一号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十一号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十二号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十三号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十三号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十四号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十四号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十九号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十九号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十一号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十一号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十二号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十六号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十六号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十七号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十七号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十八号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十八号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百一号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百一号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百三号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百三号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百四号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百四号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百五号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百六号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百六号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百七号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百七号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百八号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百八号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百九号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百九号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十一号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十一号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十二号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十三号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十三号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十五号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十六号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十六号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十七号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十七号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十八号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十八号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十九号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十九号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十一号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十一号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十二号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十二号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十三号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十三号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十四号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十四号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十五号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十五号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十六号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十六号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十七号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十七号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十八号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十八号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十九号）」と、同第十条中の第六十一条第一項の改正規定、第六十八条の六十三の二第一項の改正規定及び附則第一条第十一号中「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）」を「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）」と、附則第一条第十四号中「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二十九号）」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百三十号）」となった。

◉号外　一月十三日付第七号三二ページ●同日付政府調達第七号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）